放課後等デイサービス 自立探求室

ご利用料金と負担上限月額のご案内

放課後等デイサービスは、児童福祉法に基づき給付対象となるサービスです。
厚生労働省の告示に基づき、ご利用者様のご負担は原則として**1割**となります（残りの9割は受給者証を発行する自治体負担となります）。
また、世帯年収に応じて1ヶ月あたりの負担上限額が定められているため、利用回数が多くなっても上限額を超えて請求されることはありません。

■ 世帯年収（所得区分）ごとの月額上限

所得区分	世帯年収の目安	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	**0円**
低所得	市区町村民税 非課税世帯 （年収 約300万円以下）	**0円**
一般 1	課税世帯 （年収 約890万円以下）	**月額 4,600円**
一般 2	課税世帯 （年収 約890万円超）	**月額 37,200円**

※世帯年収の区分は、保護者の方の「市町村民税所得割額」によって判定・決定されます。

■ 具体的なお支払いイメージ

例：一般1区分（世帯年収 約890万円未満 / 上限月額 4,600円）のご家庭の場合

※1回の利用あたり自己負担額を約1,000円と仮定した場合の試算です。

ケース①：月に 5回 利用された場合
1回1,000円 × 5回 = 5,000円分 → 上限額（4,600円）に達するため、ご請求額は **4,600円** となります。

ケース②：月に 15回 利用された場合
1回1,000円 × 15回 = 15,000円分 → 何回ご利用いただいても上限額を超えることはありませんので、ご請求額は **4,600円** のままです。

■ 実費負担（上限額に含まれない費用）について

上記の上限額は「放課後等デイサービスのサービス利用料（1割負担分）」に対するものです。
日々の**おやつ代、工作等の材料費、課外活動に伴う実費（交通費・施設入館料など）**は、上限額とは別に利用した分のみ実費としてご負担いただきます。